

# 平成21年度事業計画（案）

平成21年度の事業計画（案）を次のとおり策定したのでその承認を求める。

## 1. はじめに

サブプライム・ローン問題から端を発した金融市場、不動産市況の悪化により、米国のみならず日本においても、大手不動産会社の倒産が相次ぎ、金融危機が加速している。このような未曾有の不景気のなかで、司法書士界も類にもれず登記事件の減少が暗い影を落としている。弁護士人口の増加や他土業の業務範囲の拡大による自由競争等、司法書士を取り巻く環境は益々厳しい状況にある。

こうした状況下においても、司法書士に対する市民や相談機関等からの期待は、年々増大している。市民は、消費者問題、債務整理、労働問題、成年後見、遺産分割、事業承継等様々な問題を複雑に抱え、その苦悩から解放されたいと絶る思いで司法書士に相談するのである。また、法テラス、高知県消費生活センター、高知市市民相談センター等の相談機関からの相談依頼、そして、家庭裁判所からの成年後見人候補者等の推薦依頼、高知県社会福祉協議会や各地域包括支援センター等からの福祉関連業務の相談や講師依頼等、期待の大きさを実感している。このことは、司法制度改革により司法書士が簡易裁判所の代理権を取得して以来、司法書士が徐々に市民の中で認知されてきた証左であり、先達の地道な活動の成果である。

今、司法書士は、市民が抱えた一つの問題を見つめるのではなく、問題を抱えた一人の市民を見つめることが大切であることに気付き始めている。市民の満足、司法書士に対する信頼の追求が重要である。

本年度は、従来の業務である登記業務の更なる足固めと司法書士に期待される新たな分野に対応するため、そして司法書士制度の発展のため次の重点事業を強力に推進する。

## 2. 重点事業

### (1) 登記業務の見直し強化（不動産、商業、法人（企業法務含む）など）

登記業務は、司法書士の従来からの重要な業務である。登記業務や登記制度について更に研究を重ねる。登記事件の減少に鑑み、登記業務の掘り起こしを図る。

遺言、相続登記（森林組合等と連携等）

事業承継に関する登記

公益法人に関する登記

また、研究成果を会員に還元すべく研究会を支援し、研究会の新たな立ち上げを推進する。

### (2) 相談事業の促進・強化

今後司法書士制度において相談業務は極めて重要な業務である。平成21年4月1日、高知会場及び四万十会場における毎週土曜日の相談を有料とし、法テラスによる指定相談場所の指定を受けたことにより、積極的に相談業務を推進する。今後、更に

相談技法の習得等、会員の資質向上を図る必要がある。

法律扶助制度の活用

法テラス、高知県消費生活センター及び高知市民相談センターとの連携強化

理念の啓発、相談技法の習得

### (3) オンライン申請の普及推進及び充実支援

オンライン申請の実践は市民のために避けて通れない事業である。昨年度同様、オンライン申請の普及を強力に推進する。全国的に見ても高知県における利用率は高率であり評価を受けているものの、全員とまではいかず、そこで今後もオンライン申請が円滑に実施できるよう支援体制を強化する。

### (4) 裁判事務の強化

簡易裁判所における訴訟代理権を取得して既に5年が経過した。本年度も引き続き債務整理のみならず市民が抱える様々な問題を視野に裁判事務の拡大を図る。市民の身近な相談相手となり、財産管理人の就任、調停制度の利用等積極的に推進する。

### (5) 地域司法の拡充

高知県にとって、司法過疎は深刻な問題である。本年度も引き続き、日本司法書士会連合会とも連携しながら当事業を継続する。新たな会員の誘致と開業支援を強力に推進する。

### (6) ADR事業の本格化

本年度は、裁判外紛争の解決方法を検証し、ADRの認証を目指す方向で検討する。そのためにも引き続きスキルアップ研修を推進する。

### (7) 成年後見制度の充実支援

成年後見制度に対する司法書士への期待は、昨年にも増して大きくなっている。多重債務や高齢者虐待に絡んだ現実の問題に専門家として司法書士が関与することは、司法書士の将来を考える上で極めて重要である。成年後見は司法書士の業務そのものであることを認識し、(社)成年後見センター・リーガルサポートと連携して、更なる成年後見制度の発展に貢献する。

## 3. 各事業の具体的計画

### [総務関係]

- (1) 会員への通信方法(メール等)、会費納入方法の改善
- (2) 危機管理体制の整備
- (3) 電話会議の導入
- (4) 役員会(毎月)、理事会(年4回)、支部長会(年1回)の開催
- (5) 他団体との協調(法務局・裁判所・弁護士会・他士業会)
- (6) 組織の見直し

### [企画関係]

#### (1) 研修委員会

一般研修会の実施(年3回)9月5日(土)、11月7日(土)、2月13日(

土)

内容 オンライン等登記業務(法務局職員)、会員間の情報交換、不動産登記、商業登記(企業法務含む)、裁判事務、相談業務、倫理研修など  
配属研修体制の整備  
年次制研修の運営  
日司連研修への派遣(伝達研修等)・参加の推進  
支部研修への協力

(2) 広報委員会

対内広報

「ホッホーだより」(年4回発行)6月、9月、12月、3月

ホームページの更新等管理運営

対外広報

新聞社、テレビ、ラジオ等マスコミ関係機関や市町村広報誌による広報

・司法書士業務全般

・会事業(例 法の日、相続登記月間など)

マスコミ関係機関との日頃からの情報交換

(3) 簡裁代理関係業務推進委員会

研修会(財産管理、調停申立、裁判傍聴、伝達研修等)の実施

「労働トラブル110番」、「敷金トラブル110番」の継続実施

裁判所との連携強化(協議会等の開催)

広報活動

(4) 消費者問題委員会

消費者問題の研究企画、エキスパートの育成

研修会(伝達研修含む)の実施

全国一斉クレサラ相談会の開催協力

法教育の実施

消費者問題に関する県、市町村との連携強化

広報活動

(5) 調停センター

調停センターの認証推進

手続実務者の募集・管理

手続実務者の育成トレーニング企画・実施

(6) 司法書士総合相談センター

相談事業の運営・管理・充実

登記業務の相談会実施(登記の掘り起こし)

法テラス、高知県消費生活センター、高知市民相談センターとの連携、強化

相談員の募集・管理

相談員の育成・研修(相談技法等)

相談員・講師の派遣

広報活動

- (7) 司法過疎対策・会員増強推進
  - 開業支援金の貸与
  - パンフレットの配布
  - 開業フォーラム等への参加
  
- (8) 成年後見制度の充実支援
  - 高齢者・障害者問題や成年後見問題の受け入れ体制の整備
  - 研修会の実施
  - 成年後見全国一斉相談会
  - 家庭裁判所との協議
  - 高知県社協、市町村社協、地域包括支援センターとのネットワーク作り

[会計関係]

- (1) 将来的財政運営の検討
- (2) 予算の適正執行・管理
- (3) 日司連からの助成金の取り扱い管理

[その他]

- (1) 損害賠償に関する任意保険への加入促進
- (2) 司法書士国民年金基金への加入促進
- (3) 定期検診の推進
- (4) レクリエーション(弁護士会とのゴルフコンペの開催、旅行等)